

# 体育大会委員会規程

## 第1章 総 則

- 第1条 公益財団法人東京都体育協会（以下「協会」という）定款（以下「定款」という。）第40条の規定に基づいて、体育大会委員会（以下「委員会」という。）を設ける。
- 第2条 委員会は、都民体育大会等を通じて広く都民の間にスポーツを普及し、都民の健康増進と体力向上に資することを目的とする。

## 第2章 所管事項

- 第3条 委員会は前条の目的を達成するため次の事項を審議するものとする。
- (1) 都民体育大会に関すること。
  - (2) 都民生涯スポーツ大会に関すること。
  - (3) 上記大会組織、実施方法その他重要事項を審議すること。
  - (4) 前各号に関連する一切の事項に関すること。

## 第3章 委 員

- 第4条 委員会は、次の委員をもって構成する。
- (1) 加盟団体のうち、都民体育大会及び都民生涯スポーツ大会に関係する各競技団体・種目団体から1名ずつ選出された委員
  - (2) 加盟団体のうち、各地域別体育団体から1名ずつ選出された委員
  - (3) 協会理事会（以下「理事会」という。）がその構成員である理事の中から選任した委員
- 第5条 委員を選出する加盟競技団体・地域団体がその資格を失った場合、その団体の選出する委員は、委員の資格を失うものとする。
- 第6条 委員及び委員を選出する団体が、委員会の品位を著しく傷つけたと認められた時は、委員長は委員総数の3分の2の同意を得てその委員を退任させることができる。

## 第4章 常任委員

- 第7条 委員会に常任委員をおく。
- 第8条 常任委員は、委員会委員のうち、理事会がその構成員である理事の中から選任した委員をもって充てる。
- 第9条 常任委員及び委員の任期は定款第28条第1項に規定する理事の任期による。ただし再任を妨げない。

## 第5章 委員長・副委員長

第10条 委員会の委員長及び副委員長は、理事会において常任委員の中から選任し、理事長が委嘱する。

第11条 委員長はこの委員会を代表し、会務を統括する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。

3 常任委員は、委員長を援け会務を執行する。

## 第6章 委員会

第12条 委員会はこの委員会の所管事項について、審議し決定する。

2 委員の構成及び事業の基本方針その他重要事項については、委員会において決定し、理事会の承認を受けなければならない。

第13条 委員会は委員長が招集してその議長となる。

第14条 委員会は委員総数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、あらかじめ通知された事項について、他の委員を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす。

第15条 委員会の議事は出席委員の過半数で決定する。

2 可否同数のときは議長の決するところによる。

## 第7章 常任委員会

第16条 常任委員会は委員会において審議、決定すべき事項を整理し、基本的な方向性について確認を行う。

第17条 常任委員会は委員長が招集する。常任委員会の議長は委員長とする。

第18条 常任委員会は委員長、副委員長、常任委員をもって構成し、その過半数が出席することにより成立する。

2 常任委員会の議事は出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第19条 常任委員会は、審議に当たっては、業務執行理事（理事の職務権限等に関する規程第8条に基づき「都民体育大会及び都民生涯スポーツ大会に関すること」を所掌業務とする者に限る。）の意見を聞かなければならない。

2 委員会が必要と認めたときは、委員会に学識経験者又は参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。

3 理事長及び業務執行理事である各理事は常任委員会に出席して意見を述べることができる。

第20条 緊急を要するために委員会に付議することが困難なときは、常任委員会において決定することができる。

2 委員長は、前項の決定を行ったときは、直近の委員会に報告して、その承認を受けなければならない。

## 第8章 専門委員会

第21条 委員会の決議をもって、委員会の事業遂行に必要な専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会（都民体育大会委員会、国民体育大会委員会）については別に定める。

## 第9章 補 則

第22条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

### 附 則

- 1 本規程は、昭和48年4月1日より施行する。
- 2 本規程は、平成12年4月1日で改訂する。
- 3 この規程は、平成23年12月14日理事会議決により一部改正。
- 4 この規程は、公益財団法人東京都体育協会の設立登記の日(平成24年4月1日)から施行する。